

○津山工業高等専門学校系長会議規程

平成 29 年 3 月 21 日
規 程 第 1 2 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、校長からの諮問事項について、系内及び各系間の連絡調整を行い、本校の円滑な運営を図ることを目的として、津山工業高等専門学校系長会議（以下「系長」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 系長会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 系長

(議長)

第 3 条 系長会議に議長を置き、議長は教務主事をもって充てる。

2 議長は、系長会議を招集する。

(委員以外の者の出席)

第 4 条 教務主事が必要と認めた場合は、委員以外の者を系長会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 5 条 系長会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、系長会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。